

生徒による政治的活動等に関する規定

- 1 選挙運動や政治的活動については、公職選挙法等に違反することがないようにすること。
- 2 学校内においては、選挙運動や政治的活動は禁止する。ただし、届け出により学校教育上の支障がなく、校長が許可した場合は認める。
- 3 放課後や休日等に学校外で行われる生徒の政治的活動は、家庭の理解の下、当該生徒が判断し行うものとする。ただし、違法なもの、暴力的なもの、違法もしくは暴力的な政治活動等になるおそれが高いものへの参加等を認知した場合は、警察へ相談・通報するなど、生徒指導上の問題行動として必要な指導を行うことがある。